付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を同項第十六号とし、同項第十八号中「経済情勢にかんがみ、」を「経済情勢に鑑み、当該年度において」に改め、「（平成21年1月から平成22年3月までの間に実施し、又は実施する予定の事業に限る。）」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を削り、同項に次の二号を加える。

十八　平成二十二年に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震による津波被害のため当該道府県が負担した養殖施設等の撤去及び処分等に要する経費（国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九　平成二十二年六月二十二日の閣議決定「地域主権戦略大綱について」に基づいて推進する緑の分権改革に係る先行的かつ総合的な取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、四、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）

附則第五項第一号中「基づき」の下に「国の負担金又は補助金等を受けて」を加え、同項第二号中「実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費」を「実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）」に改め、同項第四号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則第六項中「平成十九年度から平成二十一年度のまで間」を「平成二十二年度」に改める。

附則第七項を次のように改める。

7　平成二十二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　国の補助金を受けて施行する阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策事業に要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額に〇・九を乗じて得た額

二　市町村の合併（改正前法附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）を行った当該合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　次によって算定した額

イ　「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について（平成二十一年七月一日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課第八十六号通知）によるプロジェクトの募集に応じた市町村（平成二十年度又は平成二十一年度において新たに募集に応じた市町村に限る。以下同じ。）（ロ又はハに該当する市町村を除く。）について、当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額（ただし、三〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）に、財政力指数が一・〇以上の市町村にあっては〇・五を、〇・八以上一・〇未満の市町村にあっては〇・七五を、〇・八未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

ロ　イに規定するプロジェクトの募集に応じた市町村のうち前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に合併を行った合併市町村について、次の算式によって算定した額又は当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額のいずれか少ない額

算式

A＋B÷2

算式の符号

A　当該市町村の合併関係市町村ごとに30,000,000円に、財政力指数（平成18年度から平成20年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数をいう。Bにおいて同じ。）が1.0以上の合併関係市町村にあっては0.5を、0.8以上1.0未満の合併関係市町村にあっては0.75を、0.8未満の合併関係市町村にあっては1.0をそれぞれ乗じて得た額のうち最も大きい額

B　Aに該当する合併関係市町村を除く合併関係市町村ごとに30,000,000円に、財政力指数が1.0以上の合併関係市町村にあっては0.5を、0.8以上1.0未満の合併関係市町村にあっては0.75を、0.8未満の合併関係市町村にあっては1.0をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ハ　当該年度の四月一日から十二月分の特別交付税の交付の日までの間に合併を行った市町村であって、イに規定するプロジェクトの募集に応じた合併市町村又は合併関係市町村のいずれかがイに規定するプロジェクトの募集に応じた合併市町村について、当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額（ただし、当該市町村の合併関係市町村ごとに三〇、〇〇〇、〇〇〇円に、財政力指数が一・〇以上の合併関係市町村にあっては〇・五を、〇・八以上一・〇未満の合併関係市町村にあっては〇・七五を、〇・八未満の合併関係市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額の合算額を超えないものとする。）

附則第八項第一号中「関連して」の下に「国の補助金等を受けて」を加え、同項第二号中「実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費」を「実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）」に改める。

附則第三十四項を附則第三十五項とし、附則第三十三項中「附則第二十六項及び前項」を「第四条第一項第三号ロ及びハ並びに附則第三十一項から前項まで」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十項から附則第三十二項を一項ずつ繰り下げ、附則第二十九項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十八項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、「附則第四項」の下に「及び附則第五項」を加え、「附則第六項から附則第十項まで」を「附則第七項から附則第十四項まで」に、「附則第十七項、附則第十八項及び附則第二十項から附則第二十二項まで」を「附則第二十一項から附則第二十三項まで及び附則第二十五項から附則第二十八項まで」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第二十七項を附則第二十八項とし、附則第二十六項を附則第二十七項とし、附則第二十五項第四号中「附則第十四号第九号」を「附則第十七項第八号」に改め、同項第五号中「附則第十四項第十号」を「附則第十七項第九号」に改め、同項第九号中「附則第十四項第十三号」を「附則第十七項第十二号」に改め、同項第十一号中「附則第十七項」を「附則第二十一項」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号から同項第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「附則第十四項第十九号」を「附則第十七項第十八号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号から同項第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「附則第十四項第二十三号」を「附則第十七項第二十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「附則第十四項第二十一号」を「附則第十七項第二十号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号とし、同項第二十一号中「附則第十四項第二十号」を「附則第十七項第十九号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「附則第十四項第二十四号」を「附則第十七項第二十三号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「附則第十四項第二十六号」を「附則第十七項第二十五号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「附則第十四項第二十七号」を「附則第十七項第二十六号」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項を附則第二十六項とし、附則第十八項から附則第二十四項を一項ずつ繰り下げ、附則第十七項第一号中「民法第三十四条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条」に改め、同項第二号中「民法第三十四条」を「整備法第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号から同項第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「附則第十四項第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号から同項第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項を附則第十七項とし、附則第十五項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「第三条第一項第一号イの表第二号」を「第三条第一項第一号イの表第一号」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十四項中「平成十九年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十三項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「得た額」の下に「（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）」を加え、同項